

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）公告

業務委託単価契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

令和7年2月20日

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長 吉田 雄一

記

1 概要等

(1) 入札対象

ア 件名 放射性物質濃度測定業務委託

イ 場所 荒川水循環センター（戸田市笹目地内）ほか

ウ 期間 契約確定の日から令和8年3月13日まで

エ 概要

委託内容

荒川水循環センター等の焼却灰、燃えがら、汚泥ケーキに含まれる放射性物質濃度測定業務一式
測定項目

放射性物質

ヨウ素-131、セシウム-134、セシウム-137

(2) 入札手続の方法

要領の規定による。

(3) 最低制限価格

有（最低制限価格未満の入札をした者は、この入札における以降の入札に参加できません。）

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次により競争参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 期間

令和7年2月25日（火）午前10時00分から

令和7年3月3日（月）午後4時00分まで（必着）

(2) 提出場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 本社 2階事務室

3 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。

(1) 入札日時

令和7年3月6日（木）午前10時30分

(2) 入札場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 本社 2階会議室

4 この業務委託の入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査（建設業者に限る）を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分が「建築物の管理に関する業務」の格付けA等級、B等級またはC等級に格付けされ、物品等の種類が「1 管理業務 環境測定」に登録された者で、所在地区分「管轄内又は準管轄内又は管轄外」、企業区分「中小企業又は大企業」であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 埼玉県の電子入札システムで利用可能な電子証明を取得していること。
- (9) 大気中の物質濃度及び水又は土壌中の濃度に係る計量証明事業所として登録し、計量証明を事業として行う部門を有すること。
- (10) 放射性物質濃度測定を事業として行う部門を有すること。

5 入札参加資格の有無の確認

要領に基づき、入札執行後に確認する。

6 設計図書等

設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）については、下水道公社ホームページからダウンロードすることができる。

(1) 閲覧期間

令和7年2月20日（木）午前10時00分から

令和7年3月5日（水）午後4時00分まで

7 設計図書等に関する質疑

設計図書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年2月21日（金）午前10時00分から

令和7年2月27日（木）午後4時00分まで

(2) 質疑に対する回答

質疑書を提出した者に回答するほか、その要旨を令和7年2月28日（金）までに公社ホームページで公表する。

8 現場説明会

開催しない。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

金額は、検体の引取り及び分析に係る1検体あたりの単価とし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。（契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。）

(2) 入札回数

- ア 再度入札は3回まで行うことができる。
- イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 入札の辞退

要領第16条の規定による。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札者の押印のない入札書による入札
- イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- ウ 金額の訂正のある入札書による入札
- エ その他要領第20条に該当する入札

(5) その他

- ア 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することはできない。
- イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより審査の順序を決定する。
- ウ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。
- エ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

10 入札保証金

免除する。

11 支払い方法

完了検査終了後精算する。

12 その他

埼玉県において、令和7年度予算が議決されず、公社との間で流域下水道維持管理業務代行委託契約が締結されなかった場合は、この公告に係る契約を締結しないものとする。

13 この公告に関する問い合わせ先

公益財団法人埼玉県下水道公社 本社 総務課 栗田
技術課 平田

電話番号 048-838-8585

FAX番号 048-838-8589